

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年9月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20240904	愛知車輛興業 株式会社 (法人番号 8180001013950) 代表者小林 伸行	愛知県名古屋市南区加福町2丁目3番地3	仙台営業所	宮城県黒川郡大和町まいの3-3-2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号	令和6年3月4日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20240910	有限会社 ノースライン (法人番号 8390002006296) 代表者北澤 政幸	山形県山形市みはらしの丘5丁目1番地6	仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区中野字掃沼25番	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号	令和6年2月27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20240912	大虎運輸東北 株式会社 (法人番号 2370801000432) 代表者梶本 幸司	宮城県岩沼市下野郷字菱沼65番地3	福島支店	福島県本宮市荒井字恵向34-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号	令和6年3月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20240913	株式会社 エスピーライン (法人番号 6420002009421) 代表者佐々木 良昌	青森県三戸郡階上町大字道仏字町道端1番地72	本社営業所	青森県三戸郡階上町大字道仏字町道端1番地72	文書警告	法第17条第4項	令和6年8月20日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20240926	株式会社 小室商事 (法人番号 4380001020328) 代表者小室 涉	福島県石川郡浅川町大字畑田字戸屋入31番地	本社営業所	福島県石川郡浅川町大字簗輪字蟹沢22-1	事業停止(7日間)、輸送施設の使用停止(215日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和5年12月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(3)点呼の記録義務違反【不実記載】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反【不実記載】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録義務違反【不実記録】(安全規則第9条)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	46	46

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。